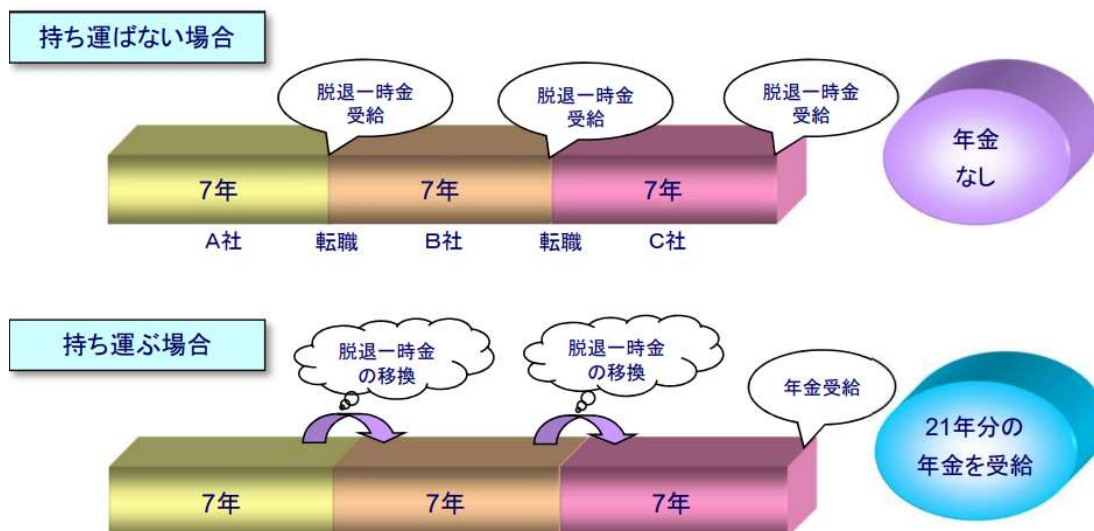


## 年金制度から支給する脱退一時金の取り扱いについて（ご説明）

オムロン企業年金基金（以下「当基金」といいます。）を脱退した中途脱退者（「1. 中途脱退者の範囲」参照）の方につきましては、基本的に制度から「脱退一時金」を支給することになりますが、一定の条件を満たした場合には、脱退一時金を転職の度に持ち運んで通算することにより、老後に年金を受給することが可能となっています。



つきましては、当資料の内容をご確認いただき、脱退一時金の受給以外の選択肢も含めた各選択肢の中から、選択・申出をしていただきますようお願い申し上げます。

### 1. 中途脱退者の範囲

加入期間20年以上、60歳未満で当基金の資格を喪失した方

⇒ あなたは、この中途脱退者に該当します。

### 2. 移換申出期限

脱退一時金の受給又は移換について、加入資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までに、当基金あてに申出する必要があります。

⇒ 再就職（または企業年金連合会、国民年金基金連合会への加入申出）までの期間が1年を超えると、脱退一時金を移換できなくなります。

（ただし、再就職先の年金制度が厚生年金基金の場合は、上記期限または加入資格を取得した日から起算して3ヶ月を経過する日のいずれか早い日までに申出する必要があります。）

### 3. 脱退一時金相当額と算定基礎期間

金額は、三菱UFJ信託銀行サイト「退職金・年金受取額予測サービス」で確認可能です。

<http://www.dc.tr.mufg.jp/>

算定基礎期間は、通常はオムロングローバル入社日から退職日までの期間となります。

### 4. 選択の申出 と 選択肢

資格喪失時に、あなたは以下の選択肢（1）～（5）から1つを選択する必要があります。

なお、（2）を選択した場合で、移換申出期限内に選択を変更する場合は、新たな選択肢を申し出る必要があります。

あなたの選択肢は、1年以内の再就職の有無、再就職先の企業年金制度の有無等により異なります。

各選択肢（（1）～（5））の概要・留意点等は以下のとおりです。下図と併せてご参照ください。

### (1) 脱退一時金の受給

当基金から脱退一時金を受け取ることができます。

加入資格の喪失が退職による場合は、退職所得の取扱いとなります。

### (2) 脱退一時金の繰下げ

当基金からの脱退一時金を繰り下げて、老齢給付金（年金又は一時金）を受け取ることができます。

資格喪失日から1年以内に老齢給付金の受給権を取得する方で、取得日までに脱退一時金の受取り又は他制度への移換を行わない場合は、老齢給付金が支給されます。

繰下げを選択した場合は、資格喪失後1年以内であれば（3）（4）（5）を選択することができます。

### (3) 他の企業年金制度への移換

再就職先が、確定給付企業年金又は厚生年金基金制度を実施しており、当該企業年金制度の規約で脱退一時金相当額の移換を受けることとしている場合は、当基金及び再就職先の企業年金制度に対して所要の手続きを行うことにより、脱退一時金相当額の移換ができます。

また、再就職先が、確定拠出年金を実施している場合も、当基金及び再就職先の企業年金制度に対して所要の手続きを行うことにより、脱退一時金相当額の移換ができます。

再就職先の企業年金制度の有無及び制度の内容並びに脱退一時金相当額移換の可否につきましては、再就職先にご照会ください。

### (4) 企業年金連合会への移換

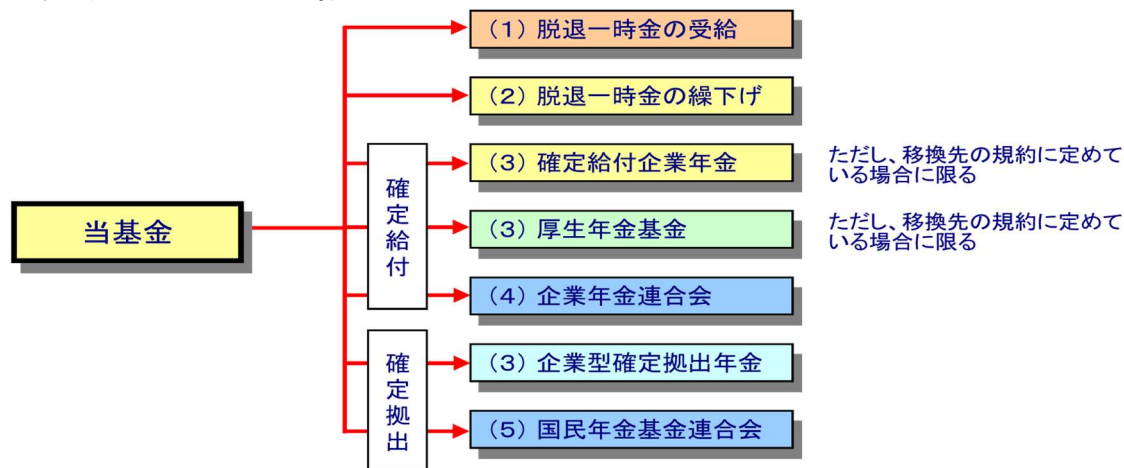
企業年金の年金通算センターとして、原資を移換することにより年金の給付を受けることや、転職先に原資を移すことができます。転職が未定である場合、あるいは転職先に企業年金制度がある場合でも脱退一時金相当額を移すことができます。原則として年金の受給開始年齢時まで一時金化できません。移す際に、脱退一時金相当額から事務手数料が控除されます。

詳しくは、企業年金連合会にお問い合わせください。（住所、電話番号等の連絡先については、下記をご参照ください。）

### (5) 国民年金基金連合会への移換

転職先が未定である場合や自営業者（第1号被保険者）、転職先に企業年金制度がない場合に国民年金基金連合会が運営する個人型確定拠出年金に移すことができます。原則として年金受給開始年齢時まで一時金化できません。移す際に、脱退一時金相当額から事務手数料が控除されます。

詳しくは、国民年金基金連合会（iDeCo）にお問い合わせください。（住所、電話番号等の連絡先については、下記をご参照ください。）



## 5. 本人拠出相当額の税法上の取扱（本人拠出相当額が脱退一時金に含まれる場合）

確定給付企業年金の本人拠出相当額は拠出時に課税、給付時に非課税とされています。

しかし、確定給付企業年金から厚生年金基金または確定拠出年金へ脱退一時金相当額を移換した場合、事業主拠出とみなされ、給付時に課税対象となりますのでご注意ください。

#### <連絡先>

#### オムロン企業年金基金

〒600-8530

京都市下京区塩小路通堀川東入

オムロン企業年金基金

#### 企業年金連合会

〒105-0011

東京都港区芝公園 2-4-1

芝パークビルB館 10F

#### 国民年金基金連合会

〒106-0032

東京都港区六本木 6-1-21

三井住友銀行六本木ビル

075-344-7192（平日 10～12 時）

企業年金コールセンター：0570-02-2666  
（PHS・IP 電話からは 03-5777-2666）

<https://www.pfa.or.jp>

イデコダイヤル：0570-086-105

050 で始まる電話からかける場合は、  
03-6731-9898（一般電話）

<http://www.npfa.or.jp>